

焼却設備の火炎消失時における安全装置の作動時間に関する改正の解説

1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている焼却設備の火炎消失時における安全装置の作動時間に関する鋼船規則検査要領D編の改正について、その内容を解説する。なお、本改正は2026年1月1日から施行される。

2. 改正の背景

鋼船規則D編9章では、船舶に設置される焼却設備に関する要件を規定しており、火炎が消失した際にバーナへの燃料等の供給を停止できる安全装置を備えることが求められている。しかし、安全装置の作動時間については、特段明記されていない。

一方で、MARPOL条約を取り入れた本会規則である海洋汚染防止のための構造及び設備規則8編2章及び同検査要領では、焼却設備はIMO決議MEPC.244(66)に適合しなければならない旨規定しており、同決議MEPC.244(66)では、焼却設備の安全装置は火炎消失後4秒以内に作動することが求められている。このため、鋼船規則D編においても同要件を明確化するため、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

海洋汚染防止のための構造及び設備規則8編2.4-1.(2)の適用を受ける焼却設備にあっては、バーナへの燃料の供給を遮断する安全装置は、火炎消失後4秒以内に作動しなければならない旨、鋼船規則検査要領D編D9.13.4として鋼船規則D編上に明記した。(当該要件については、MEPC.244(66)中5.3.2.2を参照されたい。)

なお、本改正は、要件の明確化を目的としており、従来の取扱いに変更はない。